



あだち 広報

発行/東京都足立区 千120 足立区千住一丁目4-18 ☎(882)1111 編集/保険児童部国民年金課

足立区の 昭和61年3月1日現在

- 人口 630,648人
- 拠出年金被保険者数 131,811人
- 拠出年金受給権者数 32,137人
- 福祉年金受給権者数 10,156人

東京都足立区役所
〒120 東京都足立区千住一丁目4番18号

国民年金特集

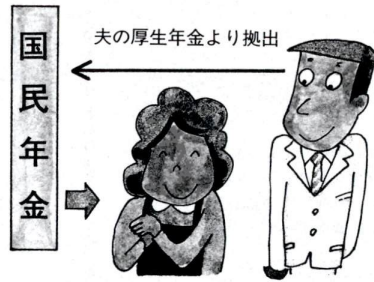


全人住区センターゲートボール

サラリーマンやその奥さんは4月からこのように変わります

いままでの国民年金は、農業・商業などの自営業の人などが加入することとなっています。また、民間企業・官公庁に勤めるサラリーマンは厚生年金・船員保険・共済年金に加入し、その奥さんは国民年金に希望により任意加入となっています。

昭和61年4月からの新国民年金では、これらの人すべてに基礎年金を支給する制度に改められ、サラリーマンやその奥さん(夫から扶養)もすべて国民年金に加入しなければなりません。



共済組合に加入している人の奥さん
各共済組合から組合員へ該当届書が配付されますので、所要事項に記入のうえ住所地の国民年金課へ提出してください。

なお、夫の勤務先が届書のとりまとめを行うところは、直接、共済組合へ提出してください。

夫が第4種被保険者に加入している人の奥さんも4月1日以降手続きしていただきますが、届出方法がちがいますのでお問い合わせください。

このような人は気をつけて

- 現在、国民年金に任意加入中で第3号被保険者に該当する方で現況書を出していない人
- ◎必ず届出をし、4月分以降の保険料を納めないでください。
- ◎口座振替をしている人は、5月以降、口座の解約をしてください。
- ◎口座振替で前納している人は、至急に口座の解約をしてください。解約をしないと4月15日に1年分の保険料が口座から引き落されてしまいます。

こんなときは忘れずに届出を

- 第3号被保険者として届出をしていただいた後
- 夫から扶養されなくなったとき(あなた自身の収入を得ることになったとき、離婚したとき)
- 夫が退職したとき
- 夫が転職により加入年金制度が変わったとき

届出が必要です (サラリーマンの奥さん)

手続

- ◎職場で各公的年金に加入している人は改めて手続きは必要ありません。(第2号被保険者)
- ◎夫が各公的年金の加入者でその夫から扶養されている妻(第3号被保険者)

区役所に届け出て確認を受けてください。この手続きを忘れずと納めないでよいのに保険料を納めていただくことになったり、将来年金を受けられなくなったりします。

届出方法

- 厚生年金・船員保険に加入している人の奥さん
- ◎届出用紙は直接郵送されません。該当する人は国民年金課及び各区民事務所で受取ってください。
- ◎窓口備え付けの「国民年金被保険者資格取得・種別変更・種別確認(第3号被保険者該当)届書」に所要事項を記入し、夫の勤務先で確認(押印)を受けたうえ、提出してください。(郵送でもかまいません。)
- ◎確認を受けられないときは、次の書類を持参してください。夫の厚生年金手帳、健康保険証、本人の国民年金手帳、印かん

サラリーマンの奥さんも全員加入

Q 国民年金に加入する人の範囲が変わると聞きました。どうなるのですか。

A 国民年金の適用の範囲が拡大され、新たに厚生年金保険等の被保険者とその配偶者が強制加入となります。さらに、60歳以上65歳未満の者、海外に居住する20歳以上65歳未満の日本国民についても任意加入できるようになります。

被保険者の範囲は次のとおりです

- 第1号被保険者——農業・自営業者など日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人
- 第2号被保険者——厚生年金保険・船員保険・共済組合の加入者
- 第3号被保険者——厚生年金・船員・共済の各被保険者の被扶養配偶者で20歳以上60歳未満の人

希望すれば加入できる人

- (1)日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人であって学生または被用者年金制度の老齢（退職）年金を受けている人
- (2)日本国内に住所のある60歳以上65歳未満の人
- (3)日本国内に住所のない20歳以上65歳未満の日本国民

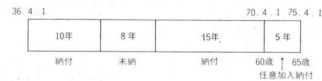


65歳まで次なら加入OK

Q 60歳から任意加入できると聞きましたか？

A 国民年金の加入は、60歳になるまでとなっていますが、新制度では自営業の人などは、65歳になるまで任意加入できるようになります。60歳までの資格期間がわずかに足りないため、老齢基礎年金が受けられない方は、この任意加入により資格が得られます。また、途中で保険料の納め忘れや滞納があったときは、老齢基礎年金の額が減らされることになっていますので、満額の年金に近づけるためにも、ぜひ任意加入をおすすめいたします。

例：昭和10年4月1日生まれの人



●任意加入しなかったとき

$$622,800円 \times \frac{300月}{396月} = 471,800円 (月額39,316円)$$

●5年間任意加入したとき

$$622,800円 \times \frac{360月}{396月} = 566,200円 (月額47,183円)$$

60歳以上、65歳未満
任意加入

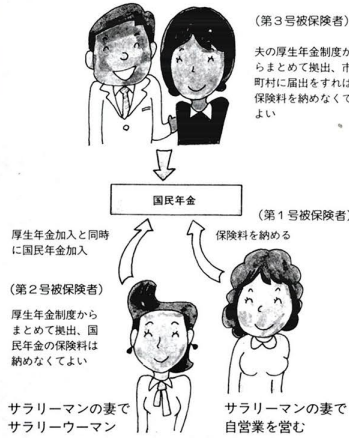


妻も自分名義の年金を

Q サラリーマンの妻であれば、個別に保険料を納めなくても年金がもらえるようになると思いますが、本当ですか。

A 厚生年金保険の被保険者により生計を維持されている者は、第3号被保険者とされ、その人についての負担は、厚生年金保険制度から国民年金制度によって拠出されるため、個々の人が保険料を納付する必要はなくなります。

夫が厚生年金加入、妻は家事に専念



年金相談

Q&A



65歳を迎えたら

Q 私は自営業者で国民年金の保険料を最初から納めていますが、老齢基礎年金はいくらもらえますか。

A 老齢基礎年金は大正15年4月2日以降に生まれた人ならば、65歳で受ける場合は生年月日に係わりなく、加入可能な全期間保険料を納めると年額622,800円が受けられます。それ以前に生まれた人は今までどうり変わりありません。

老齢基礎年金計算式

$$622,800円 \times \left(\frac{\text{保険料納付済月数}}{\text{加入可能年数}} + \frac{\text{保険料免除月数}}{\text{加入可能年数}} \right) \times \frac{1}{3}$$

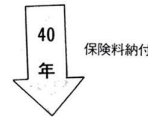
<例>

1. 昭和5年4月2日生まれて、国民年金に昭和36年4月から60歳になるまでの全期間、29年間(348月)納めた場合。

$$622,800円 \times \frac{348月}{29年 \times 12月} = 622,800円 (月額51,900円)$$

2. 昭和5年4月2日生まれてで国民年金に29年間加入し、10年間保険料を納め、15年間保険料免除期間があり、4年間保険料未納の場合。

$$622,800円 \times \frac{\text{納付120月} + \text{免除180月} \times \frac{1}{3}}{29年 \times 12月} = 322,100円 (月額26,841円)$$



これまでの加入期間も通算

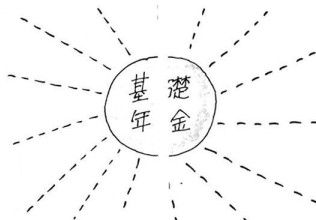
Q 昭和19年10月2日生まれて、〇L期間が6年あるサラリーマンの妻で今まで国民年金に任意加入していなかった人の年金額はどうなりますか。又任意加入していた人の年金額はいくらかですか。

A 昭和61年4月からは新国民年金制度では20歳以上60歳未満のサラリーマンの妻は強制加入となります。老齢基礎年金の受給要件は、原則として保険料納付済期間等を合算して25年以上(昭和5年4月1日までに生まれた人については年齢に応じて短縮されます)あることが必要とされています。昭和36年4月以降の厚生年金保険の加入期間は、国民年金の保険料納付期間として扱われます。したがって、この奥さんは国民年金に24年6ヵ月加入したもとして年金額は計算されることになります。(サラリーマンの奥さんとしての「カラ期間」が15年6ヵ月ありますから受給資格期間の25年は満たしています)

$$622,800円 \times \frac{72月 + 120月 + 22月}{480月} = 537,200円 + 97,136円 (振替加算) = 634,336円 (月額52,861円)$$

なお、厚生年金保険に加入し老齢厚生年金の特別支給が行われ65歳から老齢基礎年金に2年以上6年間については、60歳から老齢基礎年金に加入できます。

*振替加算は、サラリーマン(厚生年金保険等の加入期間が20年以上必要)の妻に65歳から加算されます。



一人一人に!

老齢基礎年金 支給の繰下げ・繰上げ

老齢基礎年金の支給開始年齢は65歳ですが、希望すれば60歳以上65歳未満の間に繰上げて支給を受けることができます。又、65歳からの支給開始を延ばして、66歳以後の希望するときから支給を受けることもできます。66歳以後の支給開始を希望するときはその年齢に達したら申し出て下さい。

●繰上げ

支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳
減額支給割合	58%	65%	72%	80%	89%

●繰下げ

支給開始年齢	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
割増支給割合	112%	126%	143%	164%	188%

支給の繰上げを受けていた人が厚生年金保険の被保険者になると年金の支給が停止されます。又、支給の繰上げを受けた後で65歳前に障害者となっても障害基礎年金は支給されません。

障害者になったとき

Q 障害基礎年金はどのようなときに受けられますか。

A 障害基礎年金を受けられるのは、国民年金に加入中に一定以上の障害者になったとき、20歳前からの障害のある方が20歳に達したときから受けられる。2つの場合があります。

1. 国民年金加入中に障害者になったとき

その障害の原因となった傷病についての初診日の前に保険料納付済が免除期間が加入期間の3分の2以上であることが必要です。昭和71年4月1日までは初診日の前々月まで1年間保険料の未納がなければ対象となります。

2. 20歳前からの障害のある方が20歳に達したとき。

20歳前初診日のある人が20歳に達したとき。この場合、受給している人の所得による制限と公的年金受給による制限があります。

障害基礎年金の額

1級	年額778,500円
2級	年額622,800円

この年金の受給者により生計を維持されている18歳未満の子(20歳未満の障害のある子)があるときは子の加算が付き。2人目まで1人につき年186,800円 3人目から1人につき年62,300円



働き手を亡くした母子・遺児には

Q 遺族基礎年金はどのようなときに受けられますか。

A 遺族基礎年金は夫又は父の死亡当時その人によって生計を維持されていた妻で18歳未満の子(20歳未満の障害のある子)のある人と、18歳未満の子に支給されます。年金受給の条件は死亡した夫又は父の保険料納付済期間(免除期間を含む)が加入期間の3分の2以上であることか、老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていることが必要です。昭和71年4月1日までは死亡した月の前々月まで1年間保険料の未納がなければ対象となります。

遺族基礎年金の額

妻が受けるとき	子が受けるとき
子が1人年額 809,600円	1人年額 622,800円
2人年額 996,400円	2人年額 809,600円
3人年額 1,058,700円	3人年額 871,900円

遺族基礎年金は子が満18歳に達した月まで支給されます。



自営業者等の独自の給付

- 付加年金** 付加保険料を納めることができるのは1号被保険者(自営業者等)だけになりました。
- 付加年金** 200円×付加保険料納付月数が老齢基礎年金に加算されます。
- 寡婦年金** 夫が25年以上保険料を納付(免除)して、年金を受けずに死亡したとき。
妻に夫の年金額の4分の3の寡婦年金が60歳から65歳になるまでの間支給されます。
- 死亡一時金** 3年以上保険料を納付して老齢、障害基礎年金を受けずに死亡し、遺族基礎年金を受けられないとき支給されます。
死亡一時金 100,000円~200,000円
付加保険料を3年以上納めた人は8,500円が加算されます。

任意加入者は65歳喪失になりましたのでご注意ください!

新国民年金法では任意加入できる人は①老齢・退職年金受給者②学生(昼間大学生)③60歳以上65歳までの希望者④在外邦人の人だけです。

昭和61年4月以降、これらの①~④の方は国民年金の加入期間は現行の60歳から65歳に延長されることとなりましたので、本人からの申出がない限り65歳まで引き続き加入することとなります。したがって、65歳前に国民年金をやめたい方は区役所に申出てください。

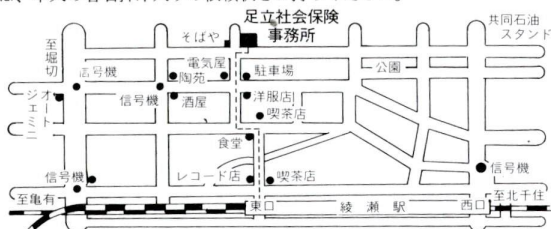
今、国民年金に任意加入している方で保険料をすべての期間納めている方(生年月日により下表の加入可能年数の期間保険料を納めている方)は60歳になったら必ずご相談においでください。

生 年 月 日	加入可能年数	最低必要年数
大正15年4月2日~昭和2年4月1日	25年	21年
昭和2年4月2日~昭和3年4月1日	26年	22年
昭和3年4月2日~昭和4年4月1日	27年	23年
昭和4年4月2日~昭和5年4月1日	28年	24年
昭和5年4月2日~昭和6年4月1日	29年	25年
昭和6年4月2日~昭和7年4月1日	30年	//
昭和7年4月2日~昭和8年4月1日	31年	//
昭和8年4月2日~昭和9年4月1日	32年	//
昭和9年4月2日~昭和10年4月1日	33年	//
昭和10年4月2日~昭和11年4月1日	34年	//
昭和11年4月2日~昭和12年4月1日	35年	//
昭和12年4月2日~昭和13年4月1日	36年	//
昭和13年4月2日~昭和14年4月1日	37年	//
昭和14年4月2日~昭和15年4月1日	38年	//
昭和15年4月2日~昭和16年4月1日	39年	//
昭和16年4月2日以後	40年	//

厚生年金のことは 足立社会保険事務所

所在地 〒120 足立区綾瀬2丁目17番9号 電話 (604) 0111
社会保険事務所では、厚生年金及び国民年金について社会保険庁とのオンラインシステムにより個別・具体的な年金相談に応じています。

- 相談内容**
- 45歳以上の方の厚生年金保険の加入期間および年金見込額
 - 現在年金を受けている方の記録および支払額
- 相談時間** 午前9時15分~午後4時30分(土曜日は11:30まで)
土曜日は待ち時間が長くなりますので、なるべく平日をご利用ください。
- 相談は、ご本人が直接年金手帳や年金証書を持って、社会保険事務所へおいでください。しかし、やむを得ない事情により代理の方がおいてになるときは、本人の署名押印入りの依頼状をお持ちください。



年金相談

一人で悩むよりお気軽に

毎月第1水曜日
時間 午前10時~午後3時30分
場所 中央本町庁舎国民年金課(2階)

国民年金の保険料は次のように決まりました

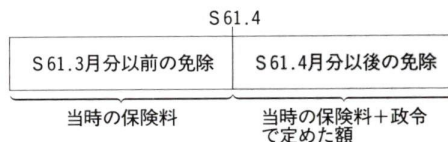
- 昭和61年4月分~昭和62年3月分 月額7,100円
 - 昭和62年4月分~昭和63年3月分 月額7,400円
- 前納(年払い)すると保険料の割引があります。
保険料は忘れずに納めましょう。

加算対象者現況届はお済みですか

障害基礎年金
現在、障害年金、障害福祉年金を受給中の方で、お子さん(昭和43年4月2日以降に生まれた子又は昭和41年4月2日以降に生まれた障害のある子)を扶養しているときは子の数に応じて加算がつきます。
まだ届け出の済んでいない人は、年金証書、世帯全員の住民票、印かんを持って、区役所の国民年金課へ届けて下さい。

追納制度をご存知ですか

国民年金保険料の免除期間追納について
過去に免除期間のある人は、その期間が10年以内であれば保険料を追納することができます。
昭和61年3月分以前の免除期間については、その当時の保険料額で納められます。
しかし、昭和61年4月分以後の免除期間の追納については、その当時の保険料額に政令で定めた額が加算されます。



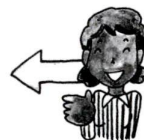
なお、前回特集号の追納について一部不明瞭な点があったことをお詫びいたします。

国民年金についてのお問い合わせは

- 昭和61年4月5日までは
足立区役所 保険児童部国民年金課 (882) 1111
- 加入手続.....適用係 内線 385~388
 - 保険料の納付相談.....検認係 内線 396~399
 - 保険料の免除申請・口座振替.....記録係 内線 394~395
 - 年金請求の手続.....給付係 内線 392~393

4月7日

足立区役所 区民部国民年金課
中央本町一丁目17番1号



- 加入手続.....適用係 (880)5151
- 保険料の免除申請・口座振替.....記録係 (880)5151
- 年金請求の手続.....給付係 (880)5161
- 保険料の納付相談.....検認係 (880)5161

